資料番号

審議事項(2)-4 EI 2015-22 2015年12月4日

日付

プロジェクト IFRS のエンドースメント手続

項目

作業部会及び親委員会で聞かれた主な意見(IFRIC 第 21 号)

概要

1. 本資料は、「検討が必要な項目の候補に関する論点の検討-賦課金の会計処理 IFRIC 21-」について、第 24 回 IFRS のエンドースメントに関する作業部会(11 月 19 日 開催)及び第 323 回親委員会(11 月 6 日開催)及びで聞かれた主な意見を要約している。

第323回親委員会で聞かれた主な意見

- (1) 「削除又は修正」の閾値は高いと考えており、IFRIC 第 21 号はその対象にならないことについては理解しているが、収益費用対応の観点から IFRIC 第 21 号と我が国の考えに相違があると考えられ、企業によっては固定資産税が重要な影響を与えることもあるのではないか。
- (2) IFRIC 第 21 号については各国で様々な制度があり、それぞれ実態が異なるため、借方項目を取り扱っていないと理解しており、そのような経緯からは各国の実態を考慮すればよいと考える。固定資産税の支払がインフラの使用料と考えると、ある特定の四半期にのみ費用が計上されることは経済的実態を表していないのではないか。
- (3) 固定資産を持つ企業すべてに影響があり、企業によっては重要な影響になるため、当期純利益の有用性を損なう重要性がある可能性がある。その点を考慮した表現が必要である。
- (4) 「削除又は修正」を行う必要はないと考えるが、固定資産税の会計処理については、当該税制の特異性により有用でない情報を提供する会計処理結果になる可能性があり、このような案件については IFRS 解釈指針委員会に論点として提出すべきと考える。

第323回親委員会で聞かれた主な意見への対応案

● 我が国における IFRIC 第 21 号の影響は主に固定資産税と考えられるため、 追加の分析を行い第 24 回作業部会において検討した。

第24回作業部会で聞かれた主な意見

- (1) 結論に異論はないが、IFRIC 第 21 号が借方項目の会計処理を定めていない中で、費用処理を前提として問題を取り上げる論理構成に違和感がある。
- (2) 借方項目の処理については、費用収益対応の原則から資産計上することも考えられる。個々の企業で適切な判断を行えばよいのではないか。
- (3) 借方項目の処理について、費用処理を前提として議論を展開するのであれば、 資産計上を前提とする分析も記載していくべきではないか。
- (4) 通期の損益ではなく、四半期の損益にのみ影響があると考えられるため、その 点から重要性が低いとの分析はあり得るのではないか。

以上